

第三十回国会 運輸委員會 會議錄 第一号

本国会召集日(昭和三十三年十二月十日)(水曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 塚原 俊郎君
理事 天野 公義君 理事 簡牛 九夫君
理事 木村 俊夫君 理事 長谷川 峻君
理事 堀内 一雄君 理事 井岡 大治君
理事 土井 直作君 理事 正木 清君
理事 石田 博英君 宇田 國榮君
川野 芳満君 菅家 喜六君
小泉 純也君 小枝 一雄君
關谷 勝利君 高橋 英吉君
高橋 清一郎君 羽田 武嗣郎君
原 健三郎君 前田 郁君
三池 信君 伊藤 卯四郎君
池田 順治君 久保 三郎君
島口 重次郎君 杉山 元治郎君
館 俊三君 中崎 敏君
山田 長司君

昭和三十三年十二月十六日(火曜日)
午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 塚原 俊郎君
理事 簡牛 九夫君 理事 木村 俊夫君
理事 長谷川 峻君 理事 堀内 一雄君
理事 井岡 大治君
宇田 國榮君 川野 芳満君
菅家 喜六君 關谷 勝利君
前田 郁君 三池 信君
池田 順治君 久保 三郎君
島口 重次郎君 杉山 元治郎君
館 俊三君

出席國務大臣

運輸 大臣 永野 護君

第一類第十号 運輸委員會會議錄第一号 昭和三十三年十二月十六日

出席政府委員

運輸事務官 朝田 靜夫君
(海運局長)
運輸事務官 山内 公敏君
(鐵道監督局長)
海上保安庁長官 安西 正道君
委員外の出席者
運輸事務次官 栗澤 一男君
運輸事務官 國友 弘康君
(自動車局長)
運輸事務官 岡本 悟君
(觀光局長)
海上保安庁次長 和田 勇君
専門員 志録 一之君

十二月十三日

委員正木清君辭任につき、その補欠として久保田鶴松君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十日

海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

國政調査承認要求に関する件
海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

○塚原委員長 これより會議を開きます。

この際新任の次官、各局長よりあいさつがございます。栗澤事務次官。

○栗澤説明員 私、このたび運輸事務次官を拝命いたしました栗澤でございます。過去四年数カ月にわたりまし

て、海運局長として皆様からいろいろとお教をいただきました。厚く感謝いたします。今後は事務次官として、より広い運輸行政の分野でいろいろと勉強させていただきます。ご協力をお願いします。不敏でございますが、渾身の力をふるって御期待に合うよう努力いたします。今後とも旧に倣ひまして、御指導、御鞭撻をいただきます。よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○塚原委員長 朝田海運局長。去る五日付をもちまして、私、官房長から海運局長に転任を命ぜられたのでございます。過去二年十月の間の官房長として、当委員会諸先生方の御指導、御後援をいただきましたことを、厚くお礼を申し上げます。今後とも従前に増して御指導、御鞭撻のほどをあたせてお願いいたします。ごあいさつにかえる次第でございます。(拍手)

○山内(公)政府委員 自動車で長い間お世話になっておりましたが、このたび鐵道局長に命ぜられました。いろいろお教を願ひ、またお助け願ひすることがたくさんあると思ひますが、よろしく願ひいたします。(拍手)

○國友説明員 國友自動車局長。山内自動車局長のあとを受けまして、自動車局長を拝命いたしました。業務部長をやっております。皆様方には非常にお世話になりました。今後、

非常にむずかしい仕事だと思っておりますので、極力努力するつもりであります。どうぞよろしく……。 (拍手)

○岡本説明員 岡本觀光局長。觀光局長の岡本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

觀光問題は、すでに御承知のように、私の方の大臣も非常に力を入れております。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○安西政府委員 安西海上保安庁長官。前の島居長官のもとで次長をやっております。大へん御厄介になりました。今度長官を拝命いたしました。従来同様御指導、御鞭撻をいただきます。よろしくお願いいたします。

なお宗合は、この十九日にケープタウンに入港いたしました。しばらくあそこで補給をいたしまして、南極の海へ向うようになつております。まだケープタウン出港の日取りははっきりいたしておりませんが、どうぞ御支援をお願いいたします。 (拍手)

○和田説明員 和田でございます。去る九日付で次長を拝命いたしました。算が目標がつくまで、灯台部長の事務を引き続き取り扱うことになっております。灯台の予算につきましては、諸先生方に格別の御支援をいただきます。

て、多少明るい見通しもあるやに承わっております。大へん勝手でありまして、今申し上げましたように次長になりたてのははやでございます。むしろ灯台部長の方が二年四月やつて得意だと思つております。大へん簡単でございますが、今後とも特によりしくお願いいたします。(拍手)

○塚原委員長 なお觀光局長であつた細田君が官房長に転出されたのであります。病氣のため入院いたしてありますから、本日は出席できません。

○塚原委員長 次に國政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。衆議院規則第九十四条により、委員会は、会期中に限り議長の承認を得てその所管に関する調査ができることになつております。つきましては、

一、陸運に関する事項 一、海運に関する事項 一、航空に関する事項 一、港灣に関する事項 一、海上保安に関する事項 一、觀光に関する事項 一、氣象に関する事項 以上の事項に關して國政調査承認要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塚原委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○塚原委員長 次に、去る十日本委員会に付託になりました海上運送法の一部を改正する法律案を議題とし審査に入ります。

まず政府当局より提案理由の説明を聴取いたします。永野運輸大臣。

海上運送法の一部を改正する法律案

海上運送法の一部を改正する法律

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条各号列記以外の部分中「であつて左の各号に該当する事項を内容としなないもの」を削り、同条各号を削る。

第三十条第四号中「正当且つ合理的な理由」を「当該航路における船腹の供給が需要に対し過剰となることその他の正当且つ合理的な理由」に改め、同条に次の一号を加える。

六 運賃のべもどし（荷主が一定

期間内に一定範囲の貨物の運送をもつばら一定の船舶運航事業者に行わせた場合に、当該期間に引き続く一定期間内に一定範囲の貨物の運送をその一定の船舶運航事業者以外の者に行わせたかつたことを条件として、当該運賃及び料金の一部を返還することとする。以下同じ。）により荷主を不当に拘束し、又は運賃のべもどしにより荷主を不当に拘束する明示若しくは黙示の貨物の運送に関する結合、協定若しくは申し合わせに参加すること。

第三十条の二中（各号列記の部分を除く。）を削る。

第三十一条中「第二十八条各号若しくは」を削る。

第三十二条を次のように改める。

（運送秩序に関する勸告）

第三十二条 運輸大臣は、定期航路事業者（定期航路事業を営もうとする者を含む。）と他の定期航路事業者との間に貨物の運送について過度の競争を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その競争が定期航路事業の健全な発達を阻害するおそれがあると認めるときは、当事者に対して競争の停止又は防止のため必要な措置をとるべきことを勧告することができ

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

海運界の現状にかんがみ、その安定及び健全な発達を図るため、船舶運航事業者が締結することができ協定等の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○永野國務大臣 たいい議論となりました海上運送法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

現在、わが国をめぐる定期航路は、多かれ少かれ過当競争に悩まされ、その運営基礎がきわめて不安定なものが多いためです。この航路の不安定は、現在の不況のもとに一段と運賃を不安定ならしめ、海運業者の経営をより悪化させるばかりでなく、わが国の

輸出入貿易を阻害し、ひいては国際収支の上に著しい悪影響を及ぼすものと考えられるのであります。

この航路不安定の原因は、何よりもまず航路安定を使命とする海運同盟の組織がきわめて薄弱であることによるのであります。ところで、この海運同盟が弱いのは、現行の海上運送法が、海運同盟に対し厳重な規制を加えておりましたため、その活動が種々制限されているからであります。従つてこの規制をでき得る限り撤廃し、今日国際的な慣行となつてゐる海運同盟の自衛手段を広く認めることにより、その本来の安定的機能を正常に發揮できるようにすることが、この際ぜひ必要と考へるのであります。このような海運同盟の強化が、今回の改正の第一の要点であります。

次に、大多数の定期航路におきましては、この海運同盟の強化により航路の安定が期待されるのであります。若千の航路の中には、海運同盟の結成またはその強化が困難なため、なお航路競争が発生する場合も予想されるのであります。このような場合、事態をすみやかに解決するには、運輸大臣が所要の勧告をすることが最も適当と考えられますので、改正の第二点として、運輸大臣がきよかな調整措置を講ずることができるといたしましたのであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○塚原委員長 提案理由の説明はこれにて終了しました。

次会は十八日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十時五十七分散会